

開示実務新任者向け FASF セミナーの開催



平成 23 年 9 月に開催した「第 2 四半期報告書作成上の留意点」のセミナー後に実施したアンケートにおいて、従来から財務会計基準機構（FASF）が行っている有価証券報告書等の作成要領の改正ポイントに関するセミナーのみならず、開示実務新任者向けの解説セミナー（以下「当セミナー」という。）を開催してほしいという要望が多く寄せられました。

このため、FASF では、当セミナーを平成 23 年 12 月 14 日～16 日にかけて、東京（14 日）、名古屋（15 日）、大阪（16 日）で開催するとともに、定員に達した後も多くのお問い合わせがあったことから 21 日に東京で追加開催しました。今回は会員限定の新任者向けというセミナーであるにもかかわらず、4 日間で 900 名以上の方にご参加いただきました。

当セミナーは、FASF 発行の有価証券報告書の作成要領及び四半期報告書の作成要領を利用する上で必要と思われる知識の習得や、企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「開示府令」という。）や財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等について体系から学ぶ開示の基礎に特化した解説セミナーとし、開示実務に携わって 1 年目～2 年目の方を主な対象者としました。

当日のセミナーでは、休憩時間をはさみ約 3 時間にわたって、I. 有価証券報告書及び四半期報告書作成要領の基礎として、1. 作成要領の構成について説明した後、2. 企業の概況、



事業の状況及び設備の状況、3. 提出会社の状況、4. 経理の状況の各項目を有価証券報告書と四半期報告書を対比させながらポイントとなる箇所を解説しました。

また、Ⅱ. 開示に関する法令諸規則の構造として1. 開示制度、2. 法令諸規則、3. 会計基準の項目について、有価証券報告書や四半期報告書を作成する上で理解しておくに有用な規則・条文の解説をしました。

さらに、開示府令の記載上の注意や連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）等の内容を新任者向けに取り纏めたⅢ. 開示府令及び連結財務諸表規則等の概要を当日使用した冊子の巻末に添付するとともに、会計基準を平易に解説した ASBJ Web セミナーの利用方法についても紹介し、参加者の理解をより深めるためのツールの提供も併せて行いました。